

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H29.1.12 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 ペルマフエタ ト・R・ヤサイ・Jr 外務 大臣	H29.1.24 25号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,850,000千円 H30.3.31まで	H29.3.23 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 エンリケ・ A・マナロ外務大臣代行	H29.4.5 124号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H29.3.23 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 エンリケ・ A・マナロ外務大臣代行	H29.4.5 125号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	パンサモロ地域配電網機材整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	771,000千円 H32.10.31まで	H29.3.23 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 エンリケ・ A・マナロ外務大臣代行	H29.4.5 126号
フィリピン	フィリピン共和国政府との間の贈与 に関する日本国政府とフィリ ピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画の実施するために必要な役務の購入	264,000千円 H35.12.31まで	H29.6.22 マニラで (同日)	日本側 石川和秀在フィリ ピン大使 アラン・ピ ーター・カエタノ外務大 臣	H29.7.4 232号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	2,500,000千円 -----	H29.11.13 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリ ピン大使 アラン・ピ ーター・カエタノ外務大 臣	H29.11.28 388号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。